

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

1. 新株予約権等に関する事項
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

計算書類

5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表

株式会社メルカリ

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://about.mercari.com/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

事業報告

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2021年6月30日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第5回新株予約権 (2014年8月20日)	300個	普通株式 3,000株	無償	20円	2016年8月21日 ～2024年8月19日
第8回新株予約権 (2014年12月22日)	12,000個	普通株式 120,000株	無償	20円	2016年12月23日 ～2024年8月19日
第10回新株予約権 (2015年2月14日)	150個	普通株式 1,500株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	4,400個	普通株式 44,000株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第13回新株予約権 (2015年6月27日)	386個	普通株式 3,860株	無償	20円	2015年6月27日 ～2025年6月27日
第14回新株予約権 (2015年8月22日)	1,900個	普通株式 19,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2025年8月21日
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	2,500個	普通株式 25,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2024年8月19日
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	1,140個	普通株式 11,400株	無償	102円	2018年2月14日 ～2026年2月12日
第21回新株予約権 (2016年6月25日)	66,276個	普通株式 662,760株	無償	102円	2018年6月26日 ～2026年2月12日
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	1,030個	普通株式 10,300株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第26回新株予約権 (2016年8月31日)	4,386個	普通株式 43,860株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第27回新株予約権 (2016年8月31日)	3,150個	普通株式 31,500株	無償	332円	2016年8月31日 ～2026年8月31日
第28回新株予約権 (2016年12月14日)	1,100個	普通株式 11,000株	無償	332円	2018年12月15日 ～2026年8月30日
第29回新株予約権 (2016年12月14日)	1,204個	普通株式 12,040株	無償	332円	2018年12月15日 ～2026年8月30日
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	3,990個	普通株式 39,900株	無償	353円	2019年2月25日 ～2027年2月23日
第32回新株予約権 (2017年2月24日)	3,240個	普通株式 32,400株	無償	353円	2017年2月24日 ～2027年2月24日
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	196,025個	普通株式 1,960,250株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第35回新株予約権 (2017年6月23日)	104,720個	普通株式 1,047,200株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第36回新株予約権 (2017年6月23日)	45,046個	普通株式 450,460株	無償	353円	2017年6月23日 ～2027年6月23日
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1,017,850個	普通株式 1,017,850株	無償	3,000円	2019年11月30日 ～2027年11月28日
第39回新株予約権 (2018年3月13日)	12,000個	普通株式 12,000株	無償	3,000円	2020年3月14日 ～2028年3月12日
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	265,522個	普通株式 265,522株	無償	1円	2023年9月25日 ～2030年9月24日
第41回新株予約権 (2020年10月12日)	295,637個	普通株式 295,637株	無償	1円	2022年6月1日 ～2025年12月31日
第42回新株予約権 (2021年3月25日)	85,936個	普通株式 85,936株	無償	1円	2021年9月1日 ～2023年3月31日
第43回新株予約権 (2021年3月25日)	13,858個	普通株式 13,858株	無償	1円	2021年9月1日 ～2023年9月30日
合計	2,143,746個	普通株式 6,220,233株	—	—	—

(2) 当社取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年6月30日現在)

① 取締役(社外取締役を除く。)の新株予約権の保有状況

名称(発行日)	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第8回新株予約権 (2014年12月22日)	1名	12,000個	普通株式 120,000株
第21回新株予約権 (2016年6月25日)	2名	66,276個	普通株式 662,760株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	2名	180,000個	普通株式 1,800,000株
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	2名	265,522個	普通株式 265,522株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第8回、第21回及び第34回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第40回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数(※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数(※)) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

- (2) 権利者は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から本新株予約権の行使期間の満了日までの期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。)、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする(但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない)。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i)当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii)③に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

① 権利者が新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

② 権利者が新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

③ 権利者が新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

② 監査役の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	1名	4,400個	普通株式 44,000株
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	1名	2,500個	普通株式 25,000株
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	1名	600個	普通株式 6,000株
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	1名	150個	普通株式 1,500株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1名	750個	普通株式 750株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第11回、第15回、第18回、第25回、第30回、第34回及び第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人（当社役員を除く。）に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	交付対象者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第41回新株予約権 (2021年10月12日)	6名	295,637個	普通株式 295,637株
第42回新株予約権 (2021年3月25日)	134名	93,123個	普通株式 93,123株
第43回新株予約権 (2021年3月25日)	1名	13,858個	普通株式 13,858株

(注) 1. 第41回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ②に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年6月1日から2022年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2022年12月1日から2022年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ③ 2023年6月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ④ 2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ⑤ 2024年6月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ⑥ 2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
 - ⑦ 2025年6月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 第42回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ④に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2021年9月1日から2021年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ② 2022年3月1日から2022年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ③ 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第43回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ③に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2021年9月1日から2021年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の5分の1
 - ② 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の5分の2
 - ③ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の5分の2

- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年6月28日開催の取締役会において、2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2021年7月14日（ロンドン時間）に払込みが完了しております。発行時点の状況は次のとおりであります。

銘柄	新株予約権付社債の残高	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額
2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から2026年6月30日まで	9,346円
2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から2028年6月30日まで	9,346円

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識を持って、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- c. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
- d. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」といいます。）を構築します。
- e. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とします。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- b. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含みます。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
- b. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努めます。
- b. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制の構築を行います。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催します。
- b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行します。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程及び稟議規程を制定します。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
- b. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。

- a. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
- b. 上記④の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

- c. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
- d. 当社の内部監査担当は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役等に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有します。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）を置くことを取締役会に対して求めることができることとします。
- b. 監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集します。
- c. 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとします。
- d. 監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができることとします。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができることとします。
- e. 当社は、監査役補助者に業務遂行上必要な調査権限及び情報収集権限を付与することとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告を行います。
- b. 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑩ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- a. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑪ 監査役職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生じる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当の役員に事前に通知するものとします。

⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
- b. 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
- c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士、公認会計士及びその他の専門家の助力を得ることができます。
- d. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図ります。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行います。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知・啓蒙文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
- b. コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行います。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当事業年度では、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しました。

② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当は内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施するとともに、当社の本社オフィス、仙台オフィス、福岡オフィス、日本子会社、米国子会社の内部監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

③ 監査役会の職務執行

監査役会を12回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査、内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

連結計算書類

3. 連結株主資本等変動計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	41,440	41,396	△51,870	△0	30,966
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,189	1,189			2,378
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,720		5,720
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,189	1,189	5,720	—	8,098
当期末残高	42,630	42,585	△46,149	△0	39,065

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	3,995	△175	3,819	—	582	35,368
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						2,378
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,720
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,995	170	△3,825	566	△195	△3,454
連結会計年度中の変動額合計	△3,995	170	△3,825	566	△195	4,644
当期末残高	—	△5	△5	566	386	40,013

4. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社メルペイ

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

株式会社ソウゾウ

株式会社メルコイン

株式会社ソウゾウは、新規設立に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社メルコインは、新規設立に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社Origamiは、清算結了に伴い連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの決算日は1月末日であり、連結決算日との差異が3か月を超えることから、4月末日現在で実施した仮決算に基づき、連結しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法(但し、建物(建物附属設備を除く。))及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

商標権について、効果の及ぶ期間(20年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、破産更生債権等については、回収不能見込額を債権額から直接減額しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「還付消費税等」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「還付消費税等」は7百万円であります。

前連結会計年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は19百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 2,416百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

連結子会社である株式会社メルペイは未収入金等を債権者の支払状況等に基づいた信用リスクに応じて一般債権(正常債権及び管理債権)、破産更生債権等に分類しております。

イ. 一般債権(正常債権及び管理債権)

正常債権については、債権の種別毎に過去の回収実績率を用いて貸倒見積高を算出しております。

一定期間以上の支払遅延のある管理債権については、債権の種別毎に債務者の遅延期間等により信用リスクについて分類し、それぞれの分類における過去の回収実績率を用いて貸倒見積高を算出しております。

ロ. 破産更生債権等

個々の債権毎に見積もった回収見込額を債権残高から差し引いた残額を貸倒見積高としております。

② 主要な仮定

連結会計年度末における経済状況等の変化は、債務者へ直接的又は間接的な影響を与える可能性があります。当該変化を未収入金等の評価に反映するために貸倒実績率の補正要否に関する判断を行っております。また、COVID-19の影響により、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、他方でプロダクトやオペレーションの改善による回収率の改善も見込まれることから、貸倒実績率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済状況等の変化により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、貸倒引当金等の会計上の見積りに関して、同感染症の影響は、一定の影響を及ぼすものの、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視して参ります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,993百万円

(2) 債権流動化

債権を流動化したことにより調達した資金のうち、金融取引として会計処理したものについては、短期借入金19,302百万円で、当該債権流動化による資金調達の裏付けとして信託拠出した債権は、未収入金28,365百万円です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 157,807,344株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,288,030株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金、及び安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入、社債の発行、債権流動化で賅っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

預け金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、残高管理を行うことでリスクの低減に努めております。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく法務局への供託金であり、信用リスクは僅少であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	171,463	171,463	—
② 売掛金	2,413		
③ 未収入金 貸倒引当金 (注1)	47,001 △2,416		
	46,998	46,998	—
④ 預け金	6,251	6,251	—
資産計	224,713	224,713	—
⑤ 短期借入金	19,602	19,602	—
⑥ 未払金	17,775	17,775	—
⑦ 未払費用	1,147	1,147	—
⑧ 未払法人税等	6,140	6,140	—
⑨ 預り金	117,099	117,099	—
⑩ 長期借入金 (注2)	51,547	51,545	△1
負債計	213,312	213,310	△1

(注) 1. 売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金、④預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

⑤短期借入金、⑥未払金、⑦未払費用、⑧未払法人税等、⑨預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑩長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	215
敷金	1,631
差入保証金	26,767

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 247円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円43銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2021年6月28日開催の取締役会において、2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下Ⅰ.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）及び2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下Ⅱ.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、2021年7月14日に払込みが完了しております。その概要は次のとおりであります。

Ⅰ. 2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

- 1 発行総額：250億円
- 2 発行価額（払込金額）：本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）
- 3 発行価格（募集価格）：本社債の額面金額の102.5%
- 4 利率：本社債には利息は付さない。
- 5 償還金額：本社債の額面金額の100.0%
- 6 償還期限：2026年7月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
- 7 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式（単元株式数100株）

(2) 発行する本新株予約権の総数

2,500個

(3) 本新株予約権の目的となる株式の内容及び数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 行使に際して払い込むべき金額

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ② 転換価額は、9,346円とする。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時 価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(5) 行使期間

2021年7月28日から2026年6月30日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、発行要項に一定の定めがある。

(6) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2026年2月14日から2026年3月14日までの期間中はいつでも、本新株予約権付社債権者に対して本新株予約権付社債の取得に係る通知（以下、「取得選択通知」という。）をすることができる。当該取得選択通知が行われた場合において、当社は、本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託がなされ、かかる預託日が、当該取得選択通知の行われた日の翌日から2026年5月19日（同日を含む。）までの間となる場合には、当該預託日から35日後の日に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して金銭及び当社普通株式を交付する。

8 払込期日（発行日）：2021年7月14日

9 本社債の担保又は保証：本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

II. 2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

1 発行総額：250億円

2 発行価額（払込金額）：本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

3 発行価格（募集価格）：本社債の額面金額の102.5%

4 利率：本社債には利息は付さない。

5 償還金額：本社債の額面金額の100.0%

6 償還期限：2028年7月14日

7 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式（単元株式数100株）

(2) 発行する本新株予約権の総数

2,500個

(3) 本新株予約権の目的となる株式の内容及び数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 行使に際して払い込むべき金額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

② 転換価額は、9,346円とする。

③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(5) 行使期間

2021年7月28日から2028年6月30日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、発行要項に一定の定めがある。

(6) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2028年2月14日から2028年3月14日までの期間中はいつでも、本新株予約権付社債権者に対して本新株予約権付社債の取得に係る通知（以下、「取得選択通知」という。）をすることができる。当該取得選択通知が行われた場合において、当社は、本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託がなされ、かかる預託日が、当該取得選択通知の行われた日の翌日から2028年5月19日（同日を含む。）までの間となる場合には、当該預託日から35日後の日に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して金銭及び当社普通株式を交付する。

8 払込期日（発行日）：2021年7月14日

9 本社債の担保又は保証：本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

III. 資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約500億円については、2024年6月までに既存事業の成長加速及び新たな事業機会創出に向けた投資資金並びに財務基盤の強化に充当する予定であります。具体的には、2022年6月までに返済期日が到来する借入金の返済を一部繰り上げ、2021年7月20日に250億円を返済しております。残額については投資効果を検証した上で、市場環境、競争環境等に鑑みた最適な投資配分により以下を予定しております。

- ・Mercari, Inc.におけるプロダクト開発のための人材採用及び今後の事業拡大に向けたマーケティング費用等に約100億円
- ・株式会社メルペイにおけるサービス拡大に伴う主として与信事業における運転資金等に約100億円
- ・新たな事業機会創出に向けた投資資金として約50億円

計算書類

5. 株主資本等変動計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	41,440	41,420	0	41,420	△47,971	△47,971
当期変動額						
新株の発行	1,189	1,189		1,189		
当期純利益					7,926	7,926
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	1,189	1,189	-	1,189	7,926	7,926
当期末残高	42,630	42,609	0	42,609	△40,045	△40,045

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	34,889	3,995	3,995	-	38,884
当期変動額						
新株の発行		2,378				2,378
当期純利益		7,926				7,926
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△3,995	△3,995	566	△3,429
当期変動額合計	-	10,304	△3,995	△3,995	566	6,875
当期末残高	△0	45,194	-	-	566	45,760

6. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(但し、建物(建物附属設備を除く。))及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「助成金収入」は19百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,672百万円

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対して、債務保証を行っております。

株式会社メルペイ 58,000百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 16,231百万円

短期金銭債務 2,862百万円

(4) 偶発債務

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 400百万円

営業費用 9,162百万円

営業取引以外の取引による取引高 45百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 2株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 303百万円

未払費用 421

減価償却超過額 363

関係会社株式評価損 22,892

投資有価証券評価損 162

賞与引当金 235

ポイント引当金 77

新株予約権 164

その他 148

繰延税金資産小計 24,769

評価性引当額 △22,372

繰延税金資産合計 2,397

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社メルバイ	所有 直接100.0%	業務の委託 役員の兼任 資金の援助	業務の委託(注2)	8,612	未払金	1,787
				資金の貸付	5,300	貸付金	300
				貸金の回収	5,000		
				利息の受取 (注3)	(注4)10		
				出資(注5)	9,800	—	—
				債務保証(注6)	58,000	—	—
子会社	株式会社鹿島アント ラーズ・エフ・シー	所有 直接71.1%	役員の兼任 広告取引 資金の援助	資金の貸付 利息の受取 (注3)	1,300 4	貸付金	1,800

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

4. 取引金額は、取引総額で表示しておりますが、当事業年度の損益計算書上では、受取利息から支払利息を控除した純額で表示しております。

5. 出資の引受については、当社が全額引き受けたものであります。

6. 債務保証については、主に同社の資金決済法に基づく金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対するものであり、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.96%	当社取締役	新株予約権の行使 (注1)	11	—	—
役員	濱田 優貴	(被所有) 直接0.44%	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注2)	11	—	—
				新株予約権の行使に 係る預り金の受領 (注3)	236	預り金	236
役員	青柳 直樹	(被所有) 直接0.00%	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注4)	312	—	—
役員	田面木 宏尚	(被所有) 直接0.01%	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注5)	21	—	—
役員	横田 淳	(被所有) 直接0.03%	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注6)	11	—	—

(注) 1. 2016年6月24日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2016年6月24日付の取締役会決議、及び2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

3. 2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の翌事業年度における権利行使のために当事業年度中に預かった金額を記載しております。

4. 2017年11月28日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

5. 2017年2月23日付の取締役会決議、及び2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

6. 2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	286円39銭
1株当たり当期純利益	50円48銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2021年6月28日開催の取締役会において、2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2021年7月14日（ロンドン時間）に払込みが完了しております。

詳細は、「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記（ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行）」をご参照ください。